

平成30年度 社会福祉法人角田市社会福祉協議会事業計画

基本方針

急速に少子高齢化・核家族化が進み、生活困窮世帯の増加や社会情勢の変化等による地域コミュニティの弱体化が指摘され、多様で複雑な課題が顕在化・深刻化する中で、地域での支え合いやつながりといった「地域力」「住民力」が重要となっています。

さらには、介護保険制度改正により、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの体制整備が必要とされ、新しい総合事業として推進されようとしています。また、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する自立相談事業の実施などを行う生活困窮者自立支援制度が角田市直営で平成27年度から実施されています。

一方、地域社会に貢献するという社会福祉法人本来の役割を果たすための改革が行われ、社会福祉法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に成立、公布されたのを受け、本協議会の定款を改定、組織のガバナンス（管理体制）の強化や透明性の向上を図っていくこととしています。更には、地域の人達が「我が事」として参画し、人と人が「丸ごと」つながることで生きがいや安心感を生み出す地域共生社会の実現に向けた改革が進められようとしています。

こうした新しい制度・改革を地域福祉推進の契機ととらえ、市民の皆さんをはじめ、社会福祉関係者、関係機関等の参画と協働によって地域福祉推進活動を展開していきます。

まず、市民の自主的、主体的な活動の推進を計画化した社会福祉協議会の総合計画ともいうべき「地域福祉活動計画」の策定を角田市と連携して進めており、策定委員会やワーキンググループでの協議を踏まえ、平成30年度中に策定します。

歳末たすけあい募金の新しい配分事業として創設した「地域ささえあい事業」では、生活困窮者への自立支援、災害被災世帯支援、子育て支援、食品等を無償で提供する「フードバンク事業」を引続き実施するとともに、事業の実施状況を踏まえながら、新規事業の創設についても検討します。

角田市から受託している生活支援体制整備事業では、地域の支え合い活動の発掘及び新たな支え合い活動の推進役を担う生活支援コーディネーターを3名配置し、協議体の運営・進捗管理、人材（ボランティア等）育成と活動場所の確保等を実施することとしています。

地域全体で福祉課題に取り組むことを通して住み良いまちづくりにつなげていく「小地域福祉活動」を活発化させるため、地域ふれあい活動（サロン活動）の推進や社協支会活動の活性化を図り、主体的に福祉活動に取り組むことができるよう、支援・連携していきます。

指定管理施設として指定を受けている角田市障害者就労支援施設のぎくの管理経営については、更なるサービスの向上に努めるとともに利用者の自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう必要な訓練を実施し、利用者の作業手数料の引上げ及び平準化に取り組むとともに、利用者の高齢化対策についても角田市とともに検討していきます。

同じく指定管理施設の児童館（センター）・放課後児童クラブの管理経営については、児童館（センター）と家庭・学校・地域との連携によって保護者の子育てを支援すると

ともに、児童に健全な遊びを提供して健康増進と情操豊かな児童の育成に努めます。

なお、4・5歳児の入館児童数が急激に減少していることから、角田市では、「幼児期の教育・保育施設の今後のあり方」について検討を進め、平成30年11月頃を目途に方針を決定することとしているので、検討の行方について注視していきます。

生きがいデイサービス事業については、入浴や送迎時に見守りが必要な利用者が増加しており、実施目的の見直しも必要な時期にあり、角田市と協議して対応します。

平成30年度はこれら各種事業を展開するとともに、市民一人ひとりが住み慣れたこの地で安心して幸せに暮らすことができるよう地域福祉のさらなる推進に努め、役職員一体となって法人経営に当たっていきます。

重点目標

1. 地域福祉活動計画の策定
2. 社会福祉に関する活動への住民参加のための支援
3. 子育て支援事業の推進
4. 小地域福祉活動の推進
5. ボランティア育成・活動の推進と災害ボランティアセンター体制整備
6. 組織体制の強化と自主財源の確保

事業内容

【地域福祉活動計画の策定】

地域福祉活動計画を角田市と連携して策定する。

【社会福祉に関する活動への住民参加のための支援】

1. 住民参加と広報活動
 - (1) 保健福祉まつり開催
保健福祉まつりを通じて、健康づくりの意識高揚と社会福祉への理解と関心を高め、共に支えあう地域福祉の推進を図る。
 - (2) 広報誌「社協かくだ」発行
広報誌「社協かくだ」、「かくだボランティアセンターだより」の年3回発行を通して住民の社会福祉に対する理解を深め、啓蒙を図る。(4月、7月、1月)
 - (3) 角田市社会福祉協議会ホームページの充実と情報発信
執行体制、事業報告、事業計画、決算・予算等の財務諸表、指定管理事業など、経営内容やサービス内容を開示するため、ホームページの充実を図るとともに情報の発信に努める。
2. 生活福祉活動
 - (1) 生活援助の推進
 - ① 歳末たすけあい運動の支援と配分

- ② 生活福祉資金貸付事務を行う。
(生活復興支援資金・総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金等)
- ③ 生活安定資金の貸付業務を行う。
- ④ 日常生活自立支援事業の支援 (まもり一ぶ事業)
- ⑤ 地域ささえあい事業 (求職活動支援・被災世帯支援・子育て支援・フードバンク事業など) の実施。

(2) 共同募金等の協力

- ① 歳末たすけあい運動における配分業務を担当する。
- ② その他たすけあい運動に協力する。
- ③ 共同募金会災害見舞金贈呈事業の事務を支援する。

3. 高齢者福祉活動の推進

- ① ねたきり高齢者日常生活用具貸与事業の実施 (車椅子・特殊寝台)
- ② ねたきり高齢者用福祉自動車送迎サービス事業の実施
- ③ ひとりぐらし高齢者交流事業の実施
- ④ 在宅の百歳高齢者に祝意を表す。
- ⑤ 敬老の集い事業を支援する。
- ⑥ 老人クラブ活動を支援する。
- ⑦ 高齢者スポーツ施設 (室外コート等) の整備を支援する。

4. 障害者福祉の推進

- ① 障害者用日常生活用具貸与事業の実施 (車椅子・特殊寝台)
- ② 重度視覚障害者 (視覚障害者1級・2級) ガイドヘルパー派遣事業の実施
- ③ 障害者用福祉自動車送迎サービス事業の実施
- ④ 視覚障害者用広報CDの録音作成と無料配付
- ⑤ 障害者スポーツ交流事業を支援する。
- ⑥ 障害者福祉団体活動を支援する。
- ⑦ その他機宜に応じ協力する。

【子育て支援事業の推進】

1. 児童福祉活動の推進

- ① ブックスタート事業の実施
- ② 子育て支援事業を実施する。(一部を地域ささえあい事業で実施)
- ③ 子ども会育成会活動を支援する。

【小地域福祉活動の推進】

1. 地域福祉活動の推進

- ① 地域ふれあい事業を支援する。
(地域住民が主体となって行う高齢者等のサロン活動への支援)

- ② 社協支会活動の活性化及び各種福祉団体活動を支援する。
- ③ 見守り活動の推進

【ボランティア育成・活動の推進と災害ボランティアセンター体制整備】

(1) ボランティア活動事業と災害ボランティアセンター事業の推進

- ① ボランティアセンター事業を推進する。(登録・相談業務・斡旋・育成指導等)
- ② 災害ボランティアセンターの体制整備を図る。(設置訓練・研修等)
- ③ 地域防災組織に対する支援。
- ④ 団体活動を支援する。
- ⑤ ボランティア活動指導者を育成する。

(2) 福祉・防災教育の推進

- ① 福祉推進事業による福祉啓発及び活動普及を支援する。
- ② 小・中・高校生の福祉体験学習を実施する。
- ③ 防災教育を推進する。

【組織体制の強化と自主財源の確保】

1. 正副会長会・理事会・評議員会・監事会の開催

- ① 事業計画、予算及び事業報告、決算について審議
- ② 理事・評議員・職員及び地域福祉活動計画策定委員との合同研修会を開催するなど、資質の向上に努める。
- ③ その他必要に応じて会議開催

2. 地域福祉検討委員会の開催

- ① 事業内容・予算等の検討
- ② その他必要に応じて開催

3. 地域福祉推進懇談会の開催

行政区長・民生委員児童委員・自治センター長との懇談会を9地区で開催。

4. 財政計画の策定と自主財源確保対策

角田市社会福祉協議会の財政計画を策定し、自主財源の確保対策を講じる。

【指定管理事業】

(1) 角田市障害者就労支援施設のぎくの管理経営

(H28.4.1~H32.3.31) 4年契約

- ① 利用者の自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう必要な訓練を実施する。
- ② 作業手数料の引上げ及び平準化に努める。

- ③ 利用者の送迎及び利用者研修などをおしてサービス向上に努める。
- (2) 児童館・児童センターの管理経営
(横倉・金津・東根・桜・北郷)・・・(H28.4.1～H32.3.31) 4年契約
 - ① 家庭・学校・地域との連携によって保護者の子育てを支援する。
 - ② 児童に健全な遊びを提供して、健康増進と情操豊かな児童の育成に努める。
- (3) 放課後児童クラブの管理経営
(横倉・北郷) (H28.4.1～H32.3.31) 4年契約
 - ① 家庭・学校・地域との連携によって保護者の子育てを支援する。
 - ② 児童に健全な遊びを提供して、健康増進と情操豊かな児童の育成に努める。

【受託事業】

- 1. 宮城県社会福祉協議会からの委託事業
 - (1) 日常生活自立支援事業（まもりーぶ事業）
在宅の認知症高齢者などをサポートする事業で、日常的な金銭管理などを支援する。
 - (2) 生活福祉資金貸付相談・手続き事務
総合支援資金・福祉資金などの貸付け及び手続き事務を行う。
- 2. 角田市からの委託事業
 - (1) 角田市生活支援体制整備事業
高齢者の地域における自立した日常生活を支援するため、生活支援コーディネーターを配置するなどして推進体制の整備を図る。
 - (2) 角田市生きがいデイサービス事業
在宅高齢者の生活の助長、心身機能の維持向上等を図る。
 - (3) 生きがい健康づくり事業（椿の湯）
一般市民の健康づくり・介護予防サービスの推進を図る。
 - (4) 放課後児童クラブの管理経営（北郷小学校開設分）

【団体事務の支援】

- (1) 角田市民生委員児童委員協議会
- (2) 角田市共同募金委員会
- (3) 角田市老人クラブ連合会
- (4) 角田市母子福祉会
- (5) 角田市手をつなぐ育成会
- (6) 角田市遺族会
- (7) 角田市身体障害者福祉協会